

議 第 三 号

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十九年三月十四日

提 出 者

議 員

野	菊	岡	庄	岡	鎌	花	大	野	橋	横
田	地	部	司	部	田	木	槻	田	本	田
讓	昭	恒	俊	恒	城	則	正	幸	啓	匡
	一	司	充	司	行	彰	俊	代	一	人

仙台市議会議長  
柳橋邦彦様

## 仙台市議会会議規則の一部を改正する規則

仙台市議会会議規則（昭和三十四年仙台市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「（議員の発議）」を「（議案の提出）」に、

「第十六章 補則

第一百十二条（会議規則の疑義に対する措置）」を

「第十六章 専門的事項に係る調査

第一百十二条（専門的事項に係る調査）

第十七章 補則

に改める。

第一百十三条（会議規則の疑義に対する措置）」

第十四条の見出しを「（議案の提出）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第十八条第二項中「動議で」を「動議につき」に改め、同条に次の一項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第一項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第三十三条第二項中「提出者の説明及び」を「第一項の提出者の説明及び同項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で付託することができる。

第六十二条第二項中「第九九条の二第三項」を「第九九条の二第四項」に改める。

第八十七条及び第九十一条中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

第一百十二条を第九十三条とする。

第十六章を第十七章とし、第十五章の次に次の一章を加える。

第十六章 専門的事項に係る調査

（専門的事項に係る調査）

第一百十二条 法第百条の二の規定により専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の規定により、専門的事項に係る調査を決定するに当たっては、調査の対象事項、期間、調査をさせる者その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い委員会の議案の提出に関する規定を整備する等のため、現行規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。